

平成 30 年度農林水産省
「植物品種等海外流出防止
総合対策事業」

ベトナムにおける 植物品種保護出願マニュアル

平成 31 年 3 月

植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム

はしがき

我が国で育成された優良な品種は、日本の農産物の強みの一つであり、海外市場でも高い評価を得ています。一方、優良な品種が、他国に持ち出され、生産されている事例が少なくありません。しかし、これまで、一部の民間企業を除き海外で権利取得をしていなかったため、海外での生産を差し止めることができない状態となっていました。このような状態を招いている要因としては、主として海外での権利取得の方法が浸透していなかったこと、権利取得のための費用の問題が挙げられます。

そこで平成28年度、29年度に引き続き、平成30年度予算で措置された植物品種等海外流出防止総合対策事業で、権利取得のための費用の支援とともに、海外での権利取得についてのマニュアルの作成を行うことになりました。

マニュアルは、実際に対象国を訪問して関係当局への聴き取り調査や資料収集を行い、得られた情報をもとに作成しました。調査にご協力いただいた関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

なお、法律の翻訳につきましては、専門家の校閲を受けたものではありませんので、ご承知おき下さい。また時間的な制約から、お届けしたマニュアルについては、不十分な点もあるかと思っておりますので、今後、皆様からのご助言も頂きながら、新たな情報が入りましたら、手直しをさせて頂きたいと思っております。これらにつきましては、手直しをさせて頂いた時点で、当コンソーシアムのホームページ (<http://pvp-conso.org/>) で閲覧できるようにしたいと考えておりますので、ご利用頂ければ幸甚です。

本マニュアルが海外での権利取得の促進に寄与することを期待しております。

植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム

代表機関 公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会

理事長 雨宮 宏司

目 次

第 1	ベトナムにおける植物品種保護制度の概要	1
1	沿革	1
2	ベトナムの植物品種保護制度の概要	1
3	関係法令	2
4	関係組織	2
5	出願・登録の状況等	3
第 2	品種保護出願から登録に至る流れ	5
1	はじめに	5
2	費用	9
3	具体的な説明	10
	(1) 出願者・代理人	10
	(2) 品種登録の要件	11
	(3) 品種登録の出願に当たって必要となる書類（知的財産法 174 条）	12
	(4) DUS テスト	14
	(5) 登録・拒絶	15
第 3	権利保護	17
1	仮保護	17
2	品種保護証・育成者権の効力	17
3	権利侵害への対応	19
4	その他の関連制度（VCU テスト）	19
第 4	まとめ	21
1	出願検討段階の確認・留意事項	21
2	出願準備段階の確認・留意事項	21
3	出願後の確認・留意事項	21

【添付資料】	23
1 ベトナム知的財産法（品種保護関連部分抜粋）	23
2 種子規則（Seed Ordinance 15/2004/PL-UBTVQH11）	57
3 政令第88号（DECREEES・No. 88/2010/ND）	75
4 植物品種保護出願書様式（日本語付き）	93
5 オンライン申請用 品種保護出願書（日本語付き）	99
6 ウェブサイトでテストガイドラインが公開されている作物一覧	105